

プロバイダ（いわゆるAP)から見た 発信者情報開示請求対応

GMOインターネット株式会社

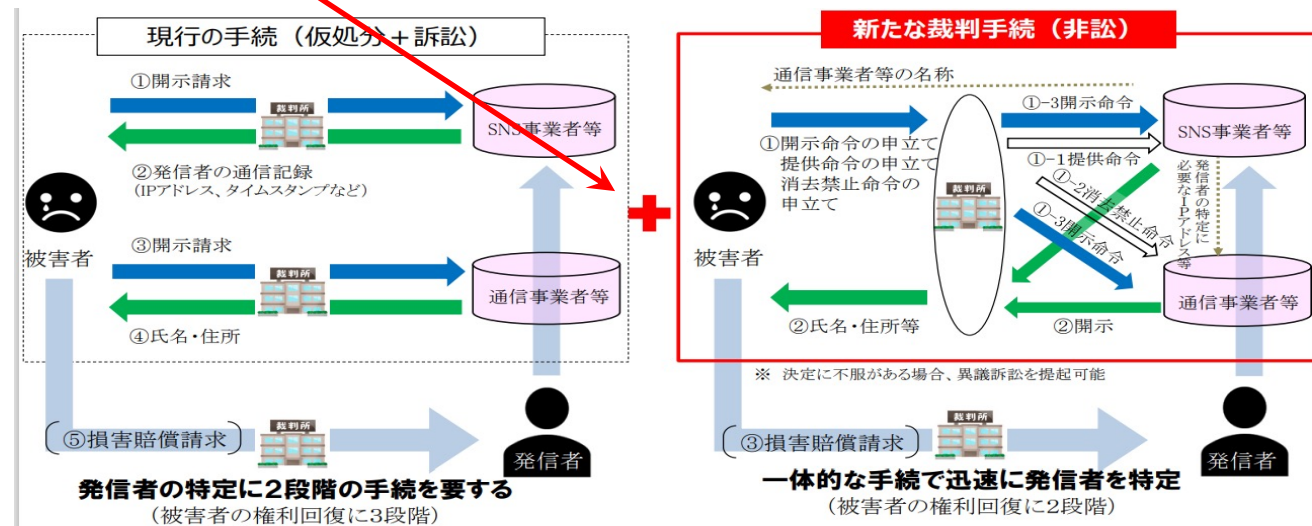
1. APは前から「当事者」

- ✓ 「契約者」が行った行為に関して、土管屋さんである「AP」が訴訟の相手方となる構造は従前と同様。
- ✓ 大企業、中小企業、個人、個人か法人かも分からない掲示板やってる人等
見ず知らずのCPから「あなたです！」と指名される世界。
- ✓ ただし、従前も、申立人にあらゆる情報を組み合わせて「あなたです！」
と指名されていたので根本的な構造は変わらない。
- ✓ （身元不明）のCPから「IPと日時調べました。あなたです！」と指名される？
- ✓ CPの皆さん、「ログの特定」「APの特定」よろしくお願いいたします。
- ✓ CPの情報が誤っていた場合（過失含む）APは免責されますか？

2. 「加えて」

✓ 「加えて」

総務省資料より抜粋



3. 当社は何Pか

- ✓ 「CP」と「AP」の違いは条文に記載されない。
- ✓ 総務省によると「個人情報を保有していない＝CP」「個人情報を保有している＝AP」とのこと。
(2021年談)
- ✓ ツイッターはアカウントに個人情報を登録させているのでは？
- ✓ 「その個人情報は情報は正ではないので、あくまでプロバイダが保有している情報が個人情報」
- ✓ ?????
- ✓ 逐条解説出してほしい。



4. 「氏名及び住所を保有しておらず」の主張

- ✓ 個人情報を保有しているAPであっても、
発信者（エンドユーザー）の情報を保有していない場合は、APは、申立人に対して
「発信者の氏名及び住所を保有しておらず、IPアドレス等のみを保有している旨の主張」
をするとのこと。
- ✓ 「氏名及び住所」は保有しているが、「発信者かどうか分からない場合」はどうしたら？
- ✓ 「発信者（エンドユーザー）」かどうかはお客様の使い方次第。
例：ホテルで使用、会社で使用、店舗で使用
- ✓ 「契約者見たら業者か、自己使用か分かるじゃない」と思っている方、
分かりません・・・。
フランチャイズのお店等、
結構個人オーナーが契約してます！
- ✓ 戦いたくて戦っているわけではない。契約者情報を見て
エンドユーザーかどうか分かる方法あるなら教えて欲しい。（多分警察も知りたいはず。）



5. 三方よし、プロ責法もサステナビリティ

- ✓ CPもAPも愛をこめて作った特定電気通信による情報流通によって、権利侵害行為をしてほしくない。
- ✓ ルールを守って利用していただいている他のお客様にもコスト負担を依頼することになり遺憾。
- ✓ 他方、世界は「個人情報保護」「プライバシー保護」に。
- ✓ 「名誉プライバシー権の侵害」VS「個人情報保護」「プライバシー保護」を判断する機能はそもそもCPにも、APにも無い。
- ✓ 申立人、健全なお客様、特定電気通信事業者、誰か一方の負担ではなく、「三方よし」にならないものでしょうか。
- ✓ 簡素化、迅速化、サステナビリティを目指したい。

